

## 議会改革検討会議要綱

## (目的)

第 1 条 この要綱は、神奈川県議会会議規則(昭和 31 年神奈川県議会規則第 1 号)第 113 条の 2 第 4 項の規定に基づき、議会改革検討会議(以下「改革会議」という。)の運営等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (構成)

第 2 条 改革会議の委員の定数は、10 人とする。

2 委員は、所属議員数 4 人以上の会派(以下「団長会構成会派」という。)の推薦に基づき、団長会において選任する。

## (座長及び副座長)

第 3 条 改革会議に座長 1 人を置く。なお、必要に応じ、副座長を置くことができる。

2 座長は、団長会構成会派の推薦に基づき、団長会において議長の指名により選任する。

3 座長は、改革会議を代表し、改革会議を開閉し、議事を統括する。

4 副座長は、座長の指名により選任する。

5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときはその職務を行う。

## (招集)

第 4 条 改革会議は、座長が招集する。

## (代理出席)

第 5 条 委員は、都合により改革会議に出席できないときは、所属する会派から代理を出席させることができる。

## (定足数)

第 6 条 改革会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

## (検討項目)

第 7 条 改革会議は、次の事項について検討するものとする。

- (1) 議会運営の改革に関すること。
- (2) 議会制度の改革に関すること。
- (3) その他議会改革に関すること。

## (意見等の聴取)

第 8 条 改革会議は、課題の検討のため必要があるときは、委員でない議員又は専門的事項に関し学識経験を有する者から説明若しくは意見を聞くことができる。

## (検討結果の報告)

第 9 条 座長は、検討の結果結論が得られた事項について、議長に報告するものとする。

## (公開等)

第 10 条 改革会議は、公開とする。ただし、出席委員の過半数の同意により非公開とすることができる。

2 改革会議の傍聴については、団長会の例による。

## (事務)

第 11 条 改革会議の事務は、議会局総務課において処理する。

## (会議録)

第 12 条 座長は、会議録を作成するものとする。

2 非公開とした会議における発言、座長が取り消させた発言及び委員が取り消した発言は、会議録に記載しない。

3 会議録は、要点記録とすることができる。

## (その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、改革会議の運営に関し必要な事項は、座長が改革会議に諮ってこれを定める。

**附 則**

この要綱は、平成 23 年 5 月 31 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成 26 年 5 月 26 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成 29 年 5 月 15 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成 30 年 5 月 16 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成 31 年 3 月 22 日から施行する。